

令和2年松前町規則第11号

松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和2年4月22日

松前町長 岡 本 靖

松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年松前町規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（利用者負担額の日割り計算）</u></p> <p><u>第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合における利用者負担額は、25日を基礎として日割りによって計算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p><u>（1）月途中の入退園又は入退所があったとき。</u></p> <p><u>（2）災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないとき。</u></p>	<p><u>（月途中の入退園又は入退所に係る利用者負担額）</u></p> <p><u>第4条 前条の場合において月途中の入退園又は入退所に係る利用者負担額は、次の算式により得られた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p><u>利用者負担額×途中入園若しくは途中入所の日からその月の末日までの開園若しくは開所の日数又は途中退園若しくは途中退所の日の属する月の初日から途中退園若しくは途中退所の日の前日までの開園若しくは開所の日数（ただし、25日を上限とする。）÷25日</u></p>

様式第1号（第5条関係）

特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書〔保護者用〕	
省略	
省略	
教育・保育給付認定証番号	
省略	
省略	

様式第2号（第5条関係）

特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書〔施設・事業用〕	
省略	
省略	
教育・保育給付認定証番号	
省略	
省略	

様式第3号（第6条関係）

省略

教育・保育給付認定保護者  
省略

利用者負担額減額（免除）申請書

省略

省略	
教育・保育給付認定証番号	
省略	
省略	

様式第1号（第5条関係）

特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書〔保護者用〕	
省略	
省略	
支給認定証番号	
省略	
省略	

様式第2号（第5条関係）

特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書〔施設・事業用〕	
省略	
省略	
支給認定証番号	
省略	
省略	

様式第3号（第6条関係）

省略

支給認定保護者  
省略

利用者負担額減額（免除）申請書

省略

省略	
支給認定証番号	
省略	
省略	

様式第4号（第6条関係）

省略

利用者負担額減額（免除）決定通知書〔保護者用〕

省略

省略	
教育・保育給付認定証番号	
省略	
省略	

様式第5号（第6条関係）

省略

利用者負担額減額（免除）決定通知書〔施設・事業用〕

省略

省略	
教育・保育給付認定証番号	
省略	
省略	

様式第6号（第7条関係）

特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書〔保護者用〕	
省略	
省略	
教育・保育給付認定証番号	
省略	
省略	
省略	
省略	

様式第4号（第6条関係）

省略

利用者負担額減額（免除）決定通知書〔保護者用〕

省略

省略	
支給認定証番号	
省略	
省略	

様式第5号（第6条関係）

省略

利用者負担額減額（免除）決定通知書〔施設・事業用〕

省略

省略	
支給認定証番号	
省略	
省略	

様式第6号（第7条関係）

特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書〔保護者用〕	
省略	
省略	
支給認定証番号	
省略	
省略	
省略	
省略	

様式第7号（第7条関係）

特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書〔施設・事業用〕		
省略		
省略		
教育・保育給付認定証番号		
省略		
省略		
省略		
省略		

様式第7号（第7条関係）

特定教育・保育施設等利用者負担額変更通知書〔施設・事業用〕		
省略		
省略		
支給認定証番号		
省略		
省略		
省略		
省略		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例施行規則は、令和2年3月以後の月分の教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者（同項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）の利用者負担額について適用し、同月前の月分の教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の利用者負担額については、なお従前の例による。